

福井県報

号外第11号
令和6年
3月1日(金)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

公安委員会規則

※福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則(二・警務課)……………二

公安委員会規則

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月一日

福井県公安委員会 委員長 奥井 隆

福井県公安委員会規則第二号

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

福井県警察の組織等に関する規則(昭和三十五年福井県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(分課)

第二条 部に次の課、隊および所を置く。

一 警務部

(略)

警務課

会計課

(略)

留置管理課

情報技術企画課

二 〓五 (略)

(総務課)

第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 〓四 (略)

五 (略)

六 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。

2 (略)

(県民サポート課)

第四条 県民サポート課においては、次の事務をつかさどる。

一 〓四 (略)

五 条例案、規則案その他所定の文書の審査および点検に関する事。

六 (略)

七 (略)

八 (略)

(分課)

第二条 部に次の課、隊および所を置く。

一 警務部

(略)

警務課

教養課

会計課

(略)

留置管理課

情報管理課

二 〓五 (略)

(総務課)

第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 〓四 (略)

五 警察署長会議に関する事。

六 (略)

2 (略)

(県民サポート課)

第四条 県民サポート課においては、次の事務をつかさどる。

一 〓四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

- 九 (略)
 - 十 (略)
 - 十一 (略)
 - 十二 (略)
 - 十三 (略)
 - 2 県民サポート課に、情報公開・相談室を置き、前項第三号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。
 - 3 県民サポート課に、被害者支援室を置き、第一項第十一号から第十三号までに掲げる事務をつかさどる。
(警務課)
- 第五条 警務課においては、次の事務をつかさどる。
- 一・二 (略)

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 警察署長会議に関すること。
- 十四 警察教養に関すること。
- 十五 通訳業務に関すること。
- 十六 警察術科に関すること。
- 十七 (略)
- 2 警務課に、企画室を置き、前項第一号、第二号、第五号から第七号までおよび第十三号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 警務課に、装備管理室を置き、第一項第十一号および第十二号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 警務課に、人材育成室を置き、第一項第十四号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。

第六条 削除

- 八 (略)
 - 九 (略)
 - 十 (略)
 - 十一 (略)
 - 十二 (略)
 - 2 県民サポート課に、情報公開・相談室を置き、前項第三号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。
 - 3 県民サポート課に、被害者支援室を置き、第一項第十号から第十二号までに掲げる事務をつかさどる。
(警務課)
- 第五条 警務課においては、次の事務をつかさどる。
- 一・二 (略)

- 三 条例案、規則案その他所定の文書の審査および点検に関すること。
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- 十五 (略)
- 2 警務課に、装備管理室を置き、前項第十二号および第十三号に掲げる事務をつかさどる。

第六条 教養課においては、次の事務をつかさどる。
(教養課)

(情報技術企画課)

第十一条 情報技術企画課においては、次の事務をつかさどる。

一〜四 (略)

2 情報技術企画課に、システム開発センター室を置き、前項第一号および第二号に掲げる事務をつかさどる。

3 情報技術企画課に、照会センター室を置き、第一項第四号に掲げる事務をつかさどる。

(首席監察官)

第三十七条 (略)

(首席会計官)

第三十七条の二 必要に応じ、警務部に首席会計官を置き、警視正または警視と同格の警察官以外の職員をもつて充てる。

2 首席会計官は、命を受け、会計に関する事務を総括整理し、部下の職員を指揮監督する。

(首席参事官および首席参事)

第三十八条 (略)

附 則

この規則は、令和六年三月二十一日から施行する。

一 警察教養に関すること。

二 通訳業務に関すること。

三 警察術科に関すること。

2 教養課に、術科指導室を置き、前項第三号に掲げる事務をつかさどる。

(情報管理課)

第十一条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

一〜四 (略)

2 情報管理課に、システム開発センター室を置き、前項第一号および第二号に掲げる事務をつかさどる。

3 情報管理課に、照会センター室を置き、第一項第四号に掲げる事務をつかさどる。

(首席監察官)

第三十七条 (略)

(首席参事官および首席参事)

第三十八条 (略)